



国立大学リスクマネジメント情報

2016(平成28)年8月号

<http://www.janu-s.co.jp/>

特集テーマ

損害賠償額と訴訟費用

国立大学においても様々な事故が発生し、大学が損害賠償を求められるケースもあります。そのような場合に、損害賠償の額はどのように決められるのでしょうか。また、訴訟提起された場合、裁判にかかる費用はどの程度でしょうか。

本号では、損害賠償事故における賠償額と訴訟費用、国大協保険による支払いについてご説明します。

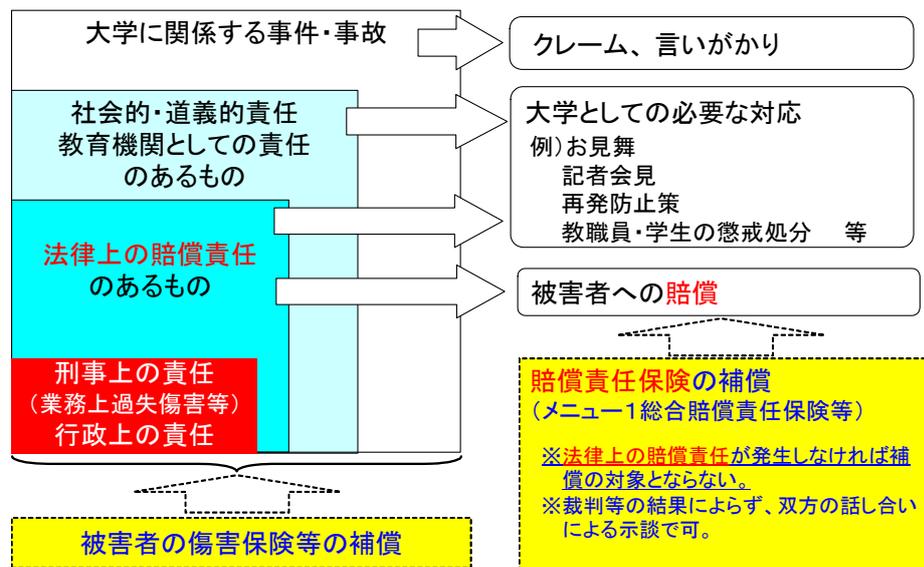
1. 賠償責任の有無

事故が起こった場合、まず事故に遭った方へのお見舞いや大学としての誠意ある対応を行うことはもちろんですが、一方で、大学に法律上の賠償責任が発生し損害賠償を行う事故なのか否かを判断することが必要になります。学生等の事故当事者の不注意による事故、不可抗力と考えられる自然災害による被災の場合には、大学には法律上の賠償責任は発生しません。

事故原因がいくつかの要素によるような場合には、大学の過失や安全配慮義務違反による部分について、大学が損害賠償を行うこととなります。

国大協保険メニュー1 総合賠償責任保険等、大学が加入している賠償責任保険は、法律上の賠償責任を果たすために大学が損害賠償を行う場合に保険金が支払われます。学生等が関係する事故だからといって大学に法律上の賠償責任がないのにお見舞い金(品)を支出したり、学生の負担を軽くしてあげようと経費を支出しても保険金は支払われません。

なお、法律上の賠償責任の有無は、必ずしも裁判の判決による必要はありません。民法等に基づき双方が示談等を行い損害賠償が行われれば、保険金が支払われます。





2. 損害賠償額算出の基本

(1) 賠償割合

事故発生の要因として本人の不注意等による要素や他の関係者にも賠償責任が発生するような場合、大学は、損害の全額を賠償する必要はなく、大学の責任割合に応じた賠償を行うこととなります。車の衝突事故の場合によく耳にする「過失相殺」が代表的なもので、損害の公平な分担という考え方にに基づき、損害額から被害者の過失に相当する額を差し引き賠償します。

(2) 対物賠償事故における損害賠償額

対物賠償事故における損害賠償では、修理費用、間接費用が損害賠償額となります。精神的な損害に対する慰謝料は、対物事故では一般的に認められません。

① 修理費用

賠償の対象となる財物の価格については、時価額により算出します。
時価額未滿で修理が可能な場合には、修理費用が損害額となります。
修理不能、又は修理費が時価額以上となる場合には、時価額を損害額とします。

② 間接費用

当該損害に起因して営業ができない等の実損が発生している場合には、社会通念上妥当と考えられる利益の喪失額等を損害賠償額に加えることができます。

(3) 対人賠償事故における損害賠償額

対人賠償事故における損害賠償では、治療関係費用、休業損害、逸失利益、将来介護料、葬儀費用、慰謝料が損害賠償額となります。

① 治療関係費用

社会通念上必要かつ妥当な治療費用、通院費用、入院費用、看護料、診断書料等が損害賠償額となります。治療費については、健康保険による自己負担分について賠償することとなります。交通事故を含む賠償事故でも、健康保険の適用が可能です。
治療が長期にわたり症状が固定している場合には、後遺障害の認定を行い逸失利益により一括して損賠賠償額を算出することもあります。

② 休業損害

事故による被災により休業し収入の減少が認められる場合には、休業損害として損害賠償額に含めます。有職者の場合には実際の減少額、家事従事者の場合には1日5,700円が目安となり、無職の場合は認められません。

③ 逸失利益

事故による被災により後遺障害が残った場合、死亡した場合には、将来にわたって減少又は得ることができない収入の額を逸失利益として損害賠償額に含めます。

④ 将来介護料

事故による被災により後遺障害が残った場合、将来にわたって介護が必要となる費用、社会通念上必要かつ妥当と認められる住宅の改造費用等の額を損害賠償額に含めます。

⑤ 葬儀費用

社会通念上必要かつ妥当と認められる葬儀のための費用を損害賠償額に含めます。



⑥ 慰謝料

ケガの態様、後遺障害の程度、死亡の場合は被害者の属性により、精神的苦痛に対する慰謝料を損害賠償額に含めます。

⑦ 自賠償保険基準

対人賠償事故の損害賠償額の算出においては、自動車損害賠償保障法に基づく強制保険である自動車損害賠償責任保険（「自賠償保険」）の基準により算出することが基本となります。

この額による示談がまとまらない場合には、自動車保険（任意保険）の支払基準により算定した損害賠償額、さらには判例によりまとめられた算定基準による損害賠償額により示談交渉、裁判を進めることとなります。

対人賠償事故における損害賠償額の算出例

損害項目	認定金額	認定内容
治療費実費	300,000円	実費を認定
診断書代	5,000円	実費を認定
入院諸雑費	33,000円	1,100円×入院日数30日
通院交通費	30,000円	実費を認定
休業損害	342,000円	5,700円×実治療日数(60日)
慰謝料	470,000円	怪我の態様と通院頻度より算定
後遺障害慰謝料	—	後遺障害なしと判断
損害額合計	1,180,000円	
過失相殺	50%	事故状況より被害者の過失を検討
最終認定額	590,000円	相手方への提示額

<参考> 損害賠償例

- ◆ 1977年9月 臨海水泳実習に参加していた国立大学2年の男子学生が、水泳実習中に左足のけいれんを起こし身体を失って溺死した。
⇒水泳実習を企画、実行する教官は事前に参加者の健康診断を行い、実習現場及びその周辺の状況、危険箇所の有無を調査してその対策を講じなければならない。水泳実習が大学生を対象にするものだからといって、注意義務が軽減されるものではない。学校(国)は1500万円を原告に支払え。(第1審では原告敗訴)

<判例タイムズ366号230頁>

- ◆ 2002年2月 Aは被告の医科大学を1998年3月卒業し、6月から研修医となり医科大学附属病院で研修として仕事を行った。ところが1998年8月16日、Aは心臓の疾患により自宅マンションで死亡した。Aの両親は過労死であるとして医科大学を運営している学校法人Yに損害賠償を求めた。
⇒① Aの死因は、急性心筋梗塞であった蓋然性が高く、過重な研修実態からして発症の原因となり得る強度の精神的・肉体的負荷により梗塞の下地が作られ死亡に至ったと認定。
② Yは、Aが研修によって生命・身体を害さないように配慮する安全配慮義務があると判示された。また、臨床研修には教育的側面があることを加味しても労働契約と同様な指揮命令関係を認めるべきである。長時間の臨床研修が継続する場合、疲労や心理的負担が過度に蓄積すると、医療に携わるYは十分に認識していたにもかかわらず、Yは研修時間を管理するなどの措置を講じていなかった。
③ 賃金センサスから男性医師の平均年間給与約1,200万円から逸失利益が算出され、死亡の慰謝料は2,500万円が認容された。(全体の認容額:約13,500万円)
④ 被告は控訴し、第二審ではブルガダ症候群である可能性もあるという被告の主張も考慮され、素因(体質的なもの)について、15%が減額された。また、過失相殺により20%が減額され、認容額は約8,400万円に変更された。

<第一審:労働判例827号133頁、第二審:労働判例879号22頁>



弁護士費用は、各弁護士が定めることができますが、多くの場合は、日本弁護士連合会（「日弁連」）の旧基準に準拠しており、事案の難易度や依頼者が受ける利益の額により決められます。したがって、訴状に記載された賠償請求額が高額であれば、弁護士費用も高額となります。

勝訴した場合、訴訟費用（手数料や切手代等）は相手方に請求することができますが（民事訴訟法第61条）、弁護士費用については、裁判所が判決において損害額の一部として認容する場合を除き、基本的には自己負担となります。

言いがかり的な訴訟であっても訴状の賠償請求額が高額であれば弁護士費用も高額となり、たとえ勝訴したとしても相手方に支払いを求めることはできません。

<参考> 旧日弁連基準

- ① 経済的利益が300万円以下の場合 着手金：8% 報酬金：16%
- ② // 300万円～3000万円 着手金：5%+9万円 報酬金：10%+18万円
- ③ // 3000万円～3億円 着手金：3%+69万円 報酬金：6%+138万円

(例) 訴額5000万円の訴訟に勝訴（賠償金0円）した場合
着手金＝219万円（5000万円×3%+69万円）＋消費税
報酬金＝438万円（5000万円×6%+138万円）＋消費税

5. 損害賠償費用、訴訟費用と国大協保険

国大協保険のうち賠償責任に対応する保険種目では、以下の保険金をお支払いします。

<参考> 国大協保険メニュー1 加入の手引き 第三章 1. 総合賠償責任保険特約 <4> お支払いする保険金 より抜粋

- (1) 損害賠償金： 治療費、入院費、慰謝料（法律上の損害賠償責任を負担しない単なる道義的責任による場合は慰謝料の対象外）、休業補償、修理費等。
※ 被害者と示談を行う場合は、引受保険会社の同意なく独自の判断で示談を行った場合、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがあるので、注意が必要です。
- (2) 緊急措置費用： 被害者を病院へ護送する等、応急手当を実施した場合の費用等、損害を防止軽減するために必要な手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急もしくはやむをえない措置のため支出した費用。
- (3) 損害防止、権利保全行使費用： 損害の発生または拡大を防止・軽減するために要した費用、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続きに要した費用。
- (4) 争訟費用： 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用。ただし、保険会社の同意を得て支出したものに限りです。
- (5) 協力費用： 保険会社が事故の解決にあたる場合、保険会社に協力するために被保険者が支出した費用。

「損害賠償金」については、2. 損害賠償額算出の基本でご説明した賠償額が基本的に支払われますが、被害者との示談に当たっては保険会社と事前に十分ご協議ください。賠償責任の有無の判断が難しい場合や、2. (3)⑦の自賠責基準を超える賠償の場合等は、大学が支払った賠償額の全額が支払われないことも考えられます。

「争訟費用」については、保険会社の同意を得て支出したものに限られます。争訟費用のうち訴訟費用は法定の訴訟費用（裁判の申立て手数料、証人等の日当・旅費等）ですから、問題となるのは弁護士報酬です。弁護士報酬とは、基本的には4. (2)の弁護士費用となりますが、大学で事前に保険会社の同意を得ることなく弁護士を依頼した後に保険会社に報告がなされたような場合、弁護士費用について保険金が支払われない、あるいは大学が支払った費用の全額が支払われないことがありますので注意が必要です。日弁連の旧基準が目安となりますが、事案の難易度等により保険会社が判断することとなります。



H28. 7 月

大学リスクマネジメント News PickUp

<Web上のニュースから検索>

<大学の管理・経営>

- 7. 16 ○大学で昨年12月、学生間のトラブル(男子学生が女子学生の寮の部屋に侵入)が起き、学長がこの件を話すと退学させる可能性があるという趣旨のメールを全学生に送っていたことが判明。
- 7. 27 ○大学の教授ら47人が国家公務員の賃下げに合わせた給与削減は不当だとして、同大学に未払い給与と約5700万円の支払を求めた訴訟で、高裁は請求を退け一審判決を支持し、教授らの控訴を棄却。
- 7. 30 ○大学は、スマートフォン向け人気ゲーム「ポケモンGO」について、大学の構内をゲーム対象から削除するよう要請。

<事件・事故>

- 7. 1 ○大学付属病院の研究施設にある実験室で火事があり、消火後、微量の放射線を検知。実験室では、低レベルの放射性物質を扱っており、火事との関連を調査中。
- 7. 8 ○大学病院は、整形外科で患者に行った頸椎を固定する手術で器具を誤まった場所に挿入する医療事故があったと発表。
- 7. 20 ○大学のホームページに大学を爆破するという内容の書込みが見つかり、大学は2つのキャンパスの授業を休講にして立ち入り禁止の措置。
- 7. 20 バングラデシュの人質テロ事件の後、バングラ警察がイスラム過激派の活動に関与した疑いがあるとして公開捜査を始めた10人のうち1人が○大学の准教授であることが判明。
- 7. 21 ○大学病院で、6年前、心臓の手術を受けた当時生後3カ月の乳児が、病院側のミスで脳に重い障害を負ったとして、両親が大学に対しておよそ2億円の賠償金を求めて提訴。

<情報セキュリティ>

- 7. 25 ○大学の教員が、市内の飲食店の駐車場で車上荒らしに遭いノートパソコン1台とSDカードの入ったカバンを盗まれる。PCとSDカードには学生の氏名や成績、教職員の連絡先、関係企業の情報など2562人分の個人情報と記録されていたほか、カバンの中には34人分の試験答案用紙も入っていた。

<ハラスメント>

- 7. 2 ○大学は、教え子の女子学生の脚などを無断で撮影するセクハラをしたとして、教授を諭旨解雇処分。

<学生・教職員の不祥事>

- 7. 9 ○大学の准教授が講義時間中、自身が取締役を務める人材派遣業を目的とした会社のHPIに個人情報を登録するよう学生に促していたことが判明。登録したら単位を考えてもいいと持ち掛けていた。
- 7. 22 ○大学のサッカー部員3人がアルバイト先のファーストフード店で別の部員らに正規の2割ほどの価格で食事させていた問題で、大学は学生36人が延べ60回割安に食事をしていただけと発表。
- 7. 25 市内のスーパーマーケットで男性から財布を盗み、財布に入っていたクレジットカードでガソリンを給油したとして、詐欺などの疑いで○大学の准教授が逮捕。
- 7. 27 ○大学は、薬学部の学生の昨年12月の客観的臨床能力試験(OSCE)に関し、採点基準を記した票の一部を事前に授業で配布したとして、教授を停職1カ月の懲戒処分。
- 7. 29 ○大学は、無届のまま学外で診察をし、20日以上欠勤したとして教授を懲戒免職。

配信について

本誌は、各国立大学・大学共同利用機関の国大協保険ご担当者、国大協連絡登録先、ご登録いただいた方にメールで配信させていただきます。(無料) 配信登録、解除は弊社ホームページからお願いします。⇒ <http://www.janu-s.co.jp/>

情報提供のお願い

各大学等でのリスクマネジメントに関する取組み、事故・事件への対応のご経験、ご感想、ご要望等をお寄せください。
⇒ info@janu-s.co.jp

バックナンバー

- 16. 7月 オープンキャンパスの事故
 - 16. 6月 台風、豪雨へのタイムライン対応
 - 16. 5月 海外留学保険の改訂、テロ等と保険
 - 16. 4月 震災被害、支援、調査と保険
 - 16. 3月 障害者差別解消法
 - 16. 2月 パワーハラスメント対策
 - 16. 1月 国大協保険FAQ(その2)
 - 15. 12月 情報セキュリティ最新情報
- ※弊社ホームページからダウンロードできます。

発行 有限会社 国大協サービス
東京都千代田区神田錦町3-23

協力 株式会社インターリスク総研
三井住友海上火災保険株式会社